

広報

令和4年6月号 ちょうせい



No. 524

【主な内容】

児童手当の一部変更	… 2P
4回目ワクチン接種	… 4P
議会構成決定	… 5P
親子えいごひろばの開催	… 8P



2年振りの放鳥式！

村の特産品アイガモ農法によるお米作りが始まりました。
参加者はふわふわなアイガモにメロメロです。

人口	13,801人(+29)	転入	77人
男	6,808人(+12)	転出	37人
女	6,993人(+17)	出生	1人
世帯数	6,107世帯(+42)	死亡	12人
5月1日現在（）内は前月比			

令和4年10月支給分から 児童手当の制度が一部変更になります



【制度変更点】

- 現況届の提出が原則不要になります。
⇒一部受給者を除き、毎年6月に提出していた現況届が不要になります。
- 特例給付の支給に所得上限額が設けられます。
⇒所得額により特例給付の支給がされない人が発生します。

1. 現況届の省略について

毎年6月に提出が必要となっていた現況届は、受給者の現況を公簿等で確認することで、令和4年度から原則提出が不要になります。

※ただし以下の人には、引き続き現況届の提出が必要です。

5月下旬から順次届出用紙を送付しますので、必要書類を添えて期日までに提出してください。

【現況届の提出が必要な人】

- ①支給要件児童と住民票が異なる人
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が長生村と異なる人
- ③戸籍や住民票がない支給要件児童(無戸籍児童)を養育している人
- ④離婚協議中で配偶者と別居していると申請した人
- ⑤法人である未成年後見人、施設等の受給者の人
- ⑥その他提出の案内があった人

○提出期限 6月30日(木)

○提出先 子ども教育課(保健センター内)



2. 所得上限限度額の創設について

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が下記表の【②所得上限限度額】以上の場合、児童手当等は支給されません。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

令和4年10月からの支給について

児童を養育している人の所得が 【①所得制限限度額】未満の場合	児童手当を支給します。 3歳未満:月額15,000円 3歳以上小学校修了前:月額10,000円 (第三子以降は月額15,000円) 中学生:月額10,000円
【①所得制限限度額】以上 【②所得上限限度額】未満の場合	特例給付を支給します。 年齢問わず、児童1人当たり月額5,000円
【②所得上限限度額】以上の場合	児童手当・特例給付は支給されません。 ※資格消滅となります。 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が 【②所得上限限度額】を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

3. その他

- 認定内容に変更があった人は、必ず届け出してください。詳細については、村ホームページをご覧ください。
- 公務員で、入退職などの変更があった場合は、その翌日から15日以内に届出・申請をしてください。
- ※申請が遅ると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



問い合わせ 子ども教育課 ☎(32)2117

◀村ホームページ QRコード

新型コロナワイルスワクチン4回目接種

4回目接種の対象者

3回目接種日から5ヵ月以上が経過した60歳以上の人及び
基礎疾患のある18歳以上60歳未満の人(基礎疾患の基準については、下記をご確認ください。)
※基礎疾患のある18歳以上60歳未満の人で、4回目接種を希望する人は、事前に申請をお願いします。

接種券の発送時期

3回目接種日から5ヵ月を経過する60歳以上の人へ順次発送します。

使用するワクチン

ファイザー社製またはモデルナ社製のいずれかを接種します。1・2・3回目と違うワクチンを選んでも問題ありません。ワクチンの供給量により希望するワクチンを接種できない場合があります。

※具体的な接種会場などは決まり次第随時個別通知やホームページでお知らせします。

基礎疾患の基準について

以下の病気や状態の人で、通院もしくは入院されている人

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ・染色体異常
- ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- ・基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方(BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))
- ・新型コロナワイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人

問い合わせ 健康推進課 ☎(32)6800

改選後の議会構成が決まりました

村議会改選後、初議会となる令和4年第2回長生村議会定例会が、5月9日に開会されました。

議長・副議長の選挙が行われ、議長に東間永次議員、副議長に木嶋晴一議員が選出されました。

また、各常任委員会の構成は次のとおりです。

(○は委員長、○は副委員長)

◇総務経済常任委員会（8名）

◎岡本高直、○関克也、東間永次、小倉利一、石井俊雄、岩坂研二、芝崎正信、諸岡夏輝

◇教育民生常任委員会（8名）

◎門口昭、○井下田政美、阿井市郎、木嶋晴一、野口康宏、石川忠夫、石川博康、矢部文美



木嶋 晴一 副議長(2期)



東間 永次 議長(9期)



阿井 市郎 議員(5期)



関 克也 議員(9期)



石井 俊雄 議員(3期)



井下田 政美 議員(4期)



門口 昭 議員(4期)



小倉 利一 議員(4期)



石川 忠夫 議員(2期)



岡本 高直 議員(2期)



岩坂 研二 議員(2期)



野口 康宏 議員(2期)



諸岡 夏輝 議員(1期)



矢部 文美 議員(1期)



石川 博康 議員(1期)



芝崎 正信 議員(1期)

学童保育所夏休みの臨時指導員を募集

社会福祉協議会 ☎ (32) 3391

村の学童保育所では、次のとおり臨時指導員を募集します。経験、資格は問いません。

採用期間 7月21日(木)～8月31日(水)

午前7時30分～午後7時(内8時間以内)

1日4～6時間程度、週2回くらいから

※土・日曜日は除く。交代勤務制

勤務内容 遊びを通しての生活指導

(学習の指導は行いません。)

賃金 960円(時給)

勤務場所 八積、高根、一松の学童保育所(3ヶ所)

募集人員 20人(八積8人、高根8人、一松4人)

募集期間 6月1日(水)～7月8日(金)

年齢 昭和32年4月2日～平成16年4月1日生まれの人

申し込み 村総合福祉センター内、社会福祉協議会に履歴書を持参してください。(郵送可)

住民税課税・非課税証明書の交付開始日

税務課 ☎ (32) 2113

令和4年度の住民税課税・非課税証明書(令和3年中の所得等を証明するもの)は、6月10日(金)から交付を開始します。また、今年度からコンビニでも取得できるようになりました。

税務課窓口で取得する人

【証明手数料】1通300円

【申請に必要なもの】

①申請者が本人または同一世帯の人の場合

申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

②申請者が本人ではなく同一世帯でない人の場合

申請者の本人確認ができる書類及び委任状

コンビニで取得する人

【証明手数料】1通300円

【申請に必要なもの】

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の登録をしたもの)※4桁の暗証番号の入力が必要です。

【利用開始】6月10日(金)

【利用時間】午前6時30分～午後11時

(12月29日～1月3日及びメンテナンス時を除く)

※コンビニで取得できるのは、令和4年度住民税課税・非課税証明書のみです。

令和3年度以前の証明書は、従来通り税務課窓口で取得してください。

投票立会人を募集

総務課 ☎ (32) 2111

選挙管理委員会では、選挙に対する関心を高めるとともに、選挙を身近に感じてもらえるよう、各選挙の投票立会人を募集しています。

投票立会人とは、投票所や期日前投票所で投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことで、選挙権のある人で長生村の選挙人名簿に登録されている人であれば、どなたでも立会人となることができます。

応募資格

長生村選挙人名簿に登録されている人(村内に住所を有する18歳以上の人)

応募方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入し、選挙管理委員会(総務課内)に提出してください。応募はいつでも受け付けています。

※申込書は、選挙管理委員会で配付しています。また、村のホームページからもダウンロードできます。

立会時間

期日前投票所 午前8時30分から午後8時まで

当日投票所 午前7時から午後8時まで

報酬

期日前投票所 日額 9,600円

当日投票所 日額 10,900円

住民税の税額決定・納税通知書の送付

税務課 ☎ (32) 2113

住民税(村・県民税)の納税方法には、普通徴収と給与・公的年金からの天引きによる特別徴収があります。

【普通徴収の場合】

通知書記載の納期限までに、納付書または口座振替(振替日は納期限当日)により納付します。

通知書の発送は、6月10日(金)です。

【給与からの特別徴収の場合】

特別徴収義務者(給与の支払者)が、6月から翌年5月までの給与から毎月天引きし、当該月の翌月10日を納期限として村へ納付します。

通知書は、特別徴収義務者に5月13日に発送しました。

【公的年金からの特別徴収の場合】

令和4年4月1日現在で65歳以上の人は、原則、年金からの天引きにより納付します。前年度に特別徴収されていなかった人は、年度途中で納税方法が変更となり、10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。

通知書の発送は、6月10日(金)です。

▶▶▶ お知らせ

国民年金基金からのお知らせ

住民課 ☎ (32) 2115

国民年金基金は、国民年金に上乗せする公的な年金です。

終身年金が基本となり、年金額は確定、掛金も一定で、税制上の優遇を受けることができます。

加入できる人は、20~60歳未満で国民年金に加入している1号被保険者の人、60~65歳未満で国民年金に任意加入している人、海外に居住されている人で国民年金に任意加入されている人です。

問い合わせ

全国国民年金基金首都圏支部 ☎ 0120(65)4192

動物の正しい飼い方推進月間

下水環境課 ☎ (32) 2494

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

飼い方の再確認

飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性にあった飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。

動物からの感染症を予防

過剰なふれあいは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。

迷子札やマイクロチップを付ける

災害時等に放たれてしまっても、飼い主が分かるようにしましょう。犬については、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防接種済票を付けることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

散歩は短い引き綱で行う

犬の放し飼いは禁止されています。しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声等で近隣に迷惑をかけたりすることないようにしましょう。

飼い犬が人をかんだときは…

保健所へ届出をし、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせが必要です。

猫は屋内で飼いましょう

糞尿や鳴き声等による被害を防止し、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができます。

飼っている動物の糞尿は飼い主が責任を持って処理しましょう

多頭飼養の届出

91日齢以上の犬猫を併せて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。

不妊去勢措置をしましょう

適切に飼うことができない子犬・子猫を増やさないようにしましょう。

飼えなくなった場合

やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。

愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられます。

愛護動物を殺傷すると、最大で5年の懲役または500万円の罰金が科せられます。

問い合わせ

長生保健所(健康福祉センター) ☎ 0475(22)5166

千葉県動物愛護センター ☎ 0476(93)5711

東葛支所 ☎ 04(7191)0050

公益財団法人千葉県動物保護管理協会 ☎ 043(214)7814



離乳食教室を開催

健康推進課 ☎ (32) 6800

離乳食についての講義、子どもの病気等この時期に知っておきたいことについて、楽しく学びませんか。皆様の参加をお待ちしています。

※準備の都合があるため、電話予約が必要です。

とき

6月3日(金) 午前9時30分～午前11時30分

受付時間 午前9時15分～午前 9時30分

ところ

保健センター

対象

生後4～7ヵ月児とその家族

胸部検診の実施

健康推進課 ☎ (32) 6800

肺がんは治療技術が進歩し、早期のうちに発見して治療すれば約8割が治るようになりました。無症状の早期肺がんは、検診により発見される可能性が高いとされています。検診を受けて早期発見、早期治療をしましょう。今までに検診を受けたことがなく、村での検診を希望する人は健康推進課までご連絡ください。

とき

6月7日(火)～11日(土)、13日(月)、14日(火)

※時間指定制

ところ

保健センター

親子えいごひろばの開催

生涯学習課 ☎ (32) 5100

交流センター子育てルームで親子えいごひろばを開催します。

ネイティブの先生(イギリス出身)による英語のゲームや歌、ハロウィンやクリスマスなど季節のイベントを行います。

申し込み不要ですので、当日受付窓口にお越しください。

とき 毎週水曜日

午後1時30分～午後2時10分(約40分間)

6月の開催日 1日・8日・15日・22日・29日

(曜日は月により変わる可能性があります。詳しくはホームページをご覧ください。)

内容 ネイティブの先生による英語のゲームや歌、季節のイベントにより親子のふれあいを高めます。

対象 0～3歳くらいまでの子どもとその保護責任者

定員 10組まで

費用 無料

受付場所 交流センター子育てルーム

必要な物 動きやすい服装、タオル、飲み物

申込方法 当日は先着受付順となります。

午後1時に受付を開始しますので、開始5分前までにお越しください。

※一時保育や英語教室ではありません。

必ず保護責任者と一緒にご参加ください。

交流センターホームページ

URL chosei-koryu.com

